

兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会開催要綱

(目的)

第1条 「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本協定」に基づき、「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定するにあたり、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会(以下「懇話会」という。)を開催し、有識者、医療関係者、地域の関係者等から幅広い観点からの意見を求める。

(意見聴取事項)

第2条 懇話会は、基本計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- 1 新病院の基本的方針について
- 2 新病院の診療機能及び診療体制について
- 3 前各号に掲げるもののほか、統合再編基本計画の策定にあたり留意すべき事項

(運営)

第3条 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 懇話会の庶務は兵庫県病院局企画課が行う。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ兵庫県病院事業管理者及び西宮市病院事業管理者(以下「両病院事業管理者」という。)の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 懇話会の議事を進行するため、委員の互選により座長を選任する。座長は、委員の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 懇話会の合議により、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(懇話会の公開)

第4条 懇話会は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 懇話会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 懇話会の傍聴に関して必要な事項は別に定める。
 - 3 議事録、議事要旨及び会議資料は、原則として公開とする。

(謝金・旅費)

第5条 委員及び委員の代理人が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

2 謝金の支給については、別に定める。

3 旅費の額は、兵庫県の職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会」委員名簿

区 分	所属団体・役職	氏 名
行 政	兵庫県健康福祉部長	藪本 訓弘
	西宮市健康福祉局長	山本 英男
医療関係者	兵庫県病院協会会長	守殿 貞夫
	兵庫県民間病院協会副会長(西阪神支部長)	大村 武久
	阪神南圏域地域医療構想調整会議議長	大江 与喜子
	阪神北圏域地域医療構想調整会議議長	常岡 豊
住民代表	西宮コミュニティ協会会計理事	白川 清
大 学	大阪大学大学院医学系研究科教授 (渉 外 委 員 長)	澤 芳樹
	兵庫医科大学病院 病院長	阪上 雅史